

介護福祉士等修学資金貸付事業
修学生の皆様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都福祉人材センター所長 小林 秀樹
(印章略)

介護福祉士等修学資金
返還猶予に係る制度運用の見直しと一部変更及びそれらに伴う経過措置について
【社会福祉士国家試験未受験または不合格者への対応】

標記資金を借り受け、「国家試験未受験又は不合格による返還猶予」を申請する場合、下記の通り、対応に変更が生じます。

修学生の皆様におかれましては、下記の新たな制度運用による対応およびご自身の該当する貸付年度の経過措置対応をよく理解しておくようにしてください。あわせて必要な手続きを遅滞なく行うようご準備のほどよろしくお願いいたします。

記

1 返還猶予に係る制度運用の変更

本事業の返還猶予事由における「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合の返還猶予」について、制度運用の見直しにより、令和 3 年度以降、貸付決定年度にかかわらず全修学生に対し、以下のとおり対応を統一することとします。ただし、急な制度運用の変更について考慮し、一定の経過措置期間を設けた上で対応することとします（2 経過措置の概要参照）。

新たな制度運用による対応 【対象】令和 3 年度（第 34 回）試験以降／全員		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
<u>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある</u>	やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 *医師の診断書等（不合格通知や受験票のコピーだけでは認められません）	原則 1 年以内 *国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、再猶予可
上記以外の事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思があり、 <u>返還免除対象業務に従事</u>	なし （猶予申請書には従事先の証明が必要）	原則 1 年以内 *国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務に従事した場合、再猶予可

2 経過措置の概要

(1) 令和元年度（平成31年度）以前に貸付決定した修学生への対応について

令和元年度（平成31年度）以前に貸付決定した修学生については、令和3年度の1年間を経過措置期間とし、その間は貸付決定時点の制度運用（修学生にとってはこれまでの認識どおりのもの）による対応を認めます。

《経過措置1》 貸付決定時点の制度運用による対応		
【対象】 令和3年度（第34回）試験／令和元年度（平成31年度）以前の貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	なし	卒業の翌々年度まで * 国家資格を取得・登録後、介護業務等に従事した場合、再猶予可

(2) 令和2・3年度に貸付決定した修学生への対応について

令和2・3年度に貸付決定した修学生については、令和3年度の1年間を経過措置期間とし、その間は貸付決定時点の制度運用（修学生にとってはこれまでの認識どおりのもの）による対応を認めます。

《経過措置2》 貸付決定時点の制度運用による対応		
【対象】 令和3年度（第34回）試験／令和2年度および令和3年度貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 * 国家試験の不合格通知、受験票のコピー等	原則1年以内 * 国家資格を取得・登録後、介護業務等に従事した場合、再猶予可

※表中の「介護業務等」及び「返還免除対象業務」が示す業務等の範囲は同一です。

3 介護福祉士国家試験受験者について

介護福祉士国家試験受験者につきましては、試験が不合格又は未受験であっても【経過措置による登録（詳細は裏面）】を行うことにより、介護福祉士として登録され、業務従事による猶予・免除が可能です。

4 本件に係る問合せ先

- (1) 介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学中の場合
在学中の養成施設担当者
- (2) 介護福祉士・社会福祉士養成施設をすでに卒業している場合
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター人材情報室（修学資金係）
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階
TEL 03-5211-2911（受付：平日9時～17時）

◆◇経過措置による介護福祉士の登録について◇◆

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、介護福祉士国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後5年の間、介護等の業務に従事している間は、介護福祉士の登録を受けることができます。この間に国家試験に合格するか、5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

修学資金に関しては、国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後介護福祉士として返還免除対象業務に従事している間は返還猶予・返還免除の対象となります。

ただし、介護福祉士国家試験に合格・登録をせず介護職や相談職などとして従事している場合で、修学資金の返還免除となる前に、上記、経過措置による介護福祉士の登録要件を満たさず登録が抹消された場合“介護福祉士としての従事”ではなくなるため貸付金を全額返還することになります。